

大和市公告第19号

大和市下鶴間山谷南土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業の事業計画変更（第2回）を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する第20条第1項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、この事業計画について、都市計画において定められた事項以外の事項に意見がある利害関係者は、令和元年7月9日（火）までに大和市長に意見書を提出することができる。

令和元年6月12日

大和市長 大 木 哲

1 縦覧期間

令和元年6月12日（水）から同月25日（火）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

2 縦覧場所

大和市街づくり計画部街づくり推進課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで